

学校教育情報化推進計画（案）

令和4年4月21日

はじめに

- ・ 令和元年（2019年）6月、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行された。法第8条第1項においては、「文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（略）を定めなければならない」とされている。本計画は、当該規定に基づき、また、法第22条第2項に定める学校教育情報化推進専門家会議から意見を聴取し、関係行政機関の長と協議したうえで、文部科学大臣が策定するものである。
- ・ 本計画は、我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法第9条において努力義務とされている、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。
- ・ 第1部総論では、我が国における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた4つの基本的な方針、計画期間、目標、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点としてまとめた。第2部各論では、基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 学校教育の情報化の現状と課題

- ・ 超スマート社会（^{ソサエティ}Society5.0）の到来により、我が国は、これまでになかった新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつある。それは、不透明で変化の激しい時代ともいえるが、新たな創造の時代への過渡期でもある。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化は加速している。
- ・ 急速に変化する社会状況の中で、子供たちは、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められている。

- 1 ・新たな教育の創造と充実は、子供たちが豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付
2 け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は、経済界をは
3 じめ多方面からも指摘されている。まさに教育は国家百年の大計を担うものであり、新
4 たな時代の新たな教育創造が不可欠である。
- 5 ・緊迫する国際情勢の中で、国の通信基盤や国民の ICT リテラシーは、国民の生命や安全
6 を守る上で重要な存在であることが再認識された。自然災害の多い我が国においても、
7 こうしたナショナルインフラの整備に戦略的に取り組むべきである。

8 (1) 児童生徒の資質・能力

- 9 ・我が国の生徒の学力を見れば、数学や科学に関するリテラシーは継続して世界トップレ
10 ベルである一方、言語能力や情報活用能力、デジタル時代における情報への対応（複数
11 の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキスト
12 や資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど）などについて課題がある。さらに、
13 学校生活の満足度等の観点からも課題がある。(PISA2018¹)
- 14 ・我が国においては、デジタル機器の利用について学校よりも家庭が先行している面もあ
15 り、デジタル機器を利用して「ネット上でチャットをする」「1人用ゲームで遊ぶ」頻度
16 が多いと回答した生徒の割合は、OECD 加盟国の中で最も多かった。一方で、学校の授業
17 におけるデジタル機器の利用時間は短く、OECD 加盟国中最下位であった。つまり、学校
18 外ではゲームやチャットなど学習以外にデジタル機器を利用しているものの、学校の授
19 業や学習において積極的に ICT²を活用している状況にはなかった、といえる。(PISA2018)
- 20 ・他方、「授業でもっとコンピュータなどの ICT を活用したいと思いませんか」という質問
21 に対して約8割、「学習の中でコンピュータなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つ
22 と思いませんか」という質問に対して9割以上の児童生徒が「当てはまる」「どちらかとい
23 えば、当てはまる」と回答しており、児童生徒の ICT 活用への関心や意欲が高いことが
24 明らかになった。(平成 31 (令和元) 年度 (2019 年度)、令和 3 年度 (2021 年度) 全国
25 学力・学習状況調査)
- 26 ・デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分ら
27 しく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、
28 ウェルビーイング (Well-being) が具現化されるような教育の在り方が、今改めて求め
29 られている。
- 30 ・世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効
31 果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必

¹ OECD (経済協力開発機構) 生徒の学習到達度調査 2018 年調査

² Information and Communication Technology (情報通信技術)

1 要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として教科等
2 横断的に育成していく必要がある。

3 ・ICTの活用が日常的になるにしたがって、トラブルに巻き込まれたり、健康を害したり
4 する例もある。また、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他
5 人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著
6 作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った
7 認識を抱いてしまう可能性もある。子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ル
8 ールを遵守する観点からも、情報モラルと必要な知識を習得させる必要がある。

9 (2) 教職員の指導力

10 ・学習指導要領の下、各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成する
11 に当たっては、ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充
12 実していくことが重要である。このため、デジタルを活用した新たな教育手法の開発・
13 普及が求められる。

14 ・GIGAスクール構想により1人1台端末などの環境が急速に整備され、今後はより積極的
15 な利活用が重要なフェーズとなっている。1人1台端末での学びは大部分の学校にとっ
16 て初めての取組であるとともに、教職員の研修が十分ではない、教職員によってはICT
17 利活用のノウハウが不足している、地域や学校によっては利活用に遅れがみられる、な
18 どの指摘がある。まずは教職員がデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくと
19 ともに、デジタル活用のスキルを向上させていくことが求められている。

20 ・スマートフォンやSNSが急速に普及し、その利用も低年齢化する中、トラブルに巻き込
21 まれてしまう、他人の著作物等を違法に利用してしまう、必要以上に長時間にわたり使
22 用してしまうなど、これらの利用を巡る課題も発生している。コロナ禍でゲームの使用
23 時間が増加傾向にあるとの指摘もある。

24 ・関係者への説明などが十分にされないまま、ICT端末の学習用ツールのうち、一部の機
25 能を制限している例が見受けられる。子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルー
26 ルを指導するとともに、保護者等の理解も得ながら、安全・安心に持ち帰りを行うこと
27 のできる環境づくりを実現していくことが重要である。

28 ・令和4年度(2022年度)入学生から高等学校における情報Iが新たに必修となる
29 一方で、一部の地方では免許外教員の割合が多いなど、教員の確保と配置の適正化に
30 課題がある。

31 ・GIGAスクール構想の実現のため、ICT支援員(情報通信技術支援員)など、学校の情報
32 化の推進を支える専門的な人材の確保と強化が求められているにも関わらず、市町村に
33 よって支援人材の配置が偏在している、地域に相応しい人材がいない、などの声があり、

1 文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」において掲げられている「4
2 校につき 1 人配置」という目標は達成できていない。

3 (3) ICT の環境整備

- 4 ・ 現在の子供たちは、生まれながらに ICT の恩恵を受けて育っている「デジタルネイティ
5 ブ」ともいえる世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、
6 1 人 1 台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須である。
- 7 ・ 学校の ICT 環境整備については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」など
8 により、学校 ICT 環境の整備に向けた地方財政措置が講じられるとともに、文部科学省と
9 しても、各自治体における計画的な整備を促進してきた。しかしながら、地方間で整備
10 状況の差が大きく、我が国全体の学校 ICT 環境は各国の後塵を拝していた。
- 11 ・ このため、GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量通信ネットワ
12 ークなどの学校 ICT 環境について、全国で抜本的な整備促進を行った。新型コロナウイルス
13 ルス感染症の拡大の影響等も踏まえて GIGA スクール構想を前倒しし、緊急的に必要な
14 累次の補正予算を編成し、急ピッチで学校の環境整備を前進させ、端末の整備等の水準
15 は世界的に見ても遜色のないものとなっている。
- 16 ・ 一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などの
17 ボトルネックにより、ネットワーク回線の速度が十分でない、指導者用端末をはじめ、
18 充実した指導を行うための設備が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状
19 況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるにあたっての課題も明らかになっ
20 ている。教師が新しい取組に挑戦することを躊躇させず、児童生徒が円滑に学ぶことが
21 できる環境を実現するために、政府と学校設置者、学校現場が一体となって、明らか
22 になった課題を一つずつ改善していく必要がある。

23 (参考) GIGA スクール構想に関する各種調査の結果 (文部科学省調査)

24 ・ 教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数 (全学校種)

25 【公立】 全国平均 : 1.4 人/台 (令和 3 年 3 月 1 日) ← 4.9 人/台 (令和 2 年 3 月 1 日)

26 【私立】 全国平均 : 1.4 人/台 (令和 3 年 3 月末) ← 2.2 人/台 (令和元年度末)

27
28 ・ 校内ネットワーク環境 (普通教室の無線 LAN 整備率)

29 全国平均 : 78.9% (令和 3 年 3 月 1 日) ← 48.9% (令和 2 年 3 月 1 日)

- 30 ・ また、義務教育段階において 1 人 1 台端末環境で学んだ生徒が、高等学校に進学しても
31 切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、高等学校段階における端末の整備につ
32 いても万全を期す必要がある。このため、文部科学省とデジタル庁が協力し、各種の交
33 付金等も活用しながら、各自治体における端末整備の加速を促してきた。保護者の理解

1 も得ながら BYOD³方式による整備を推進した自治体も多数ある。現状では、令和4年度
2 (2022年度)中に、すべての都道府県・政令市において、高校1年生の1人1台端末環
3 境の整備が完了する見込みである。令和6年度(2024年度)までには、学年進行によっ
4 て整備を進める自治体も含め、高校全学年の1人1台端末環境の整備が完了する予定で
5 ある。

6 ・GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウドに
7 アクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としている。このた
8 め、学校内のみならず学校外と接続するネットワークが高速大容量であること、地方公
9 共団体等の学校の設置者が整備する教育情報セキュリティポリシー等において、必要な
10 セキュリティ対策を講じた上でクラウドの活用を進めることとしている。

11 ・デジタル教科書については、全国の小中学校における実証事業の成果も踏まえながら、
12 中央教育審議会等において、より効果的な学びを実現するための紙の教科書とデジタル
13 教科書の関係性、デジタル教材との連携の在り方などを含むその活用の在り方の検討が
14 されており、令和6年度(2024年度)の本格的な導入に向けた方向性を明確化する必要
15 がある。

16 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、全国の学
17 校現場では児童生徒の学習機会の保障に取り組んだ。文部科学省において、臨時休業等
18 の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を調査したところ、全国の公立小中学校等
19 の95.2%から、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た(令和4年(2022年)1月末
20 時点)。また、臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況について
21 は、令和3年9月時点の31.2%から、69.6%(令和4年(2022年)1~2月)に増加した⁴。

22 (4) 学校における働き方改革と組織・体制

23 ・OECDの調査によると、小・中学校ともに、日本の教師の1週間当たりの仕事時間の合計
24 は参加国の中で最長であり、事務業務に係る時間が参加国の平均と比べて長い傾向にあ
25 る(TALIS⁵2018)。校務の情報化などICTの活用による校務効率化により、教員の事務業
26 務にかかる時間を減少させることが必要である。

27 ・文部科学省による平成28年度(2016年度)の教員勤務実態調査においても、総授業時
28 間数の増加などを理由として、小・中学校教師の勤務時間は10年前の調査と比較して

³ Bring Your Own Device の略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用すること。

⁴ 公立小中学校等文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」調査結果

⁵ OECD 国際教員指導環境調査

1 増加している。

2 ・令和3年(2021年)12月に文部科学省が公表した「教育委員会における学校の働き方改
3 革のための取組状況調査」の結果によると、教職員の時間外勤務は、平成30年度(2018
4 年度)以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実にしつつ
5 あるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく
6 必要がある。

7 ・このような実態も踏まえ、文部科学省では、小学校35人学級の計画的整備や、教員業務
8 支援員等の支援スタッフの配置拡充などに取り組んでいるが、ICTを活用して成績処理
9 などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、デ
10 ジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要がある。

11 ・GIGAスクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられるが、ICT担当教師1
12 人のみに負担が集中している、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えているとい
13 った指摘がある。また、学校設置者におけるICT教育の推進体制が十分ではなく、学校
14 や教職員に対する支援が行き届いていない地方がある。

15 2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針 (法第8条第2項第1号関係)

16 1. に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の4つの基本的な方
17 針を定めることとする。

18 (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

19 ・Society5.0の到来により、さらに技術革新が進んでいく新たな時代において、子供たち
20 には、高い志を持つこととあわせて、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知を発見・
21 創造することなど、新たな社会を牽引する能力が求められる。特に、児童生徒が情報を
22 主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者
23 と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領におい
24 て学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠
25 である。また、当該能力の着実な育成のためには、各学校がカリキュラム・マネジメン
26 トを行うと同時に、情報活用能力の育成状況について教育委員会が正確に把握するこ
27 とが求められる。

28 ・ICTを積極的に活用し、すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働
29 的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につ
30 ながっていくことが求められる。多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間
31 の制約を超えることができるなどのICTの特性・強みを生かし、端末を日常的に活用す

1 ることで、児童生徒自身が、ICT を新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用
2 できるようにすることが必要である。

3 ・一方で、ICT を活用すること自体を目的化するのではなく、教育の質を向上させ、子供
4 たちの資質・能力を伸長させることが重要であり、ICT をこれまでの実践と最適に組み
5 合わせて有効に活用するという視点が重要である。

6 ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を
7 有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには
8 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域や離島等の児童生徒へ
9 の多様な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用することが重要である。

10 ・児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行
11 動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校
12 教育の情報化の基盤ともいえる。このため、情報社会において適正な活動を行うための
13 基になる考え方と態度である情報モラルも含めた情報活用能力を、各教科等の指導の中
14 で育成することが重要である。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ
15 当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題解決する力が一層求められるとも
16 いえる。

17 ・子供たちが授業のみならず、家庭等でも日常的に ICT 端末を活用した学習をする機会が
18 増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT 機器を使用することによる児童
19 生徒の健康面への影響について配慮することが必要である。

20 ・高等学校における「情報Ⅰ」の必修修化や、大学におけるデータサイエンス教育の充実
21 などを踏まえ、高大接続の観点からも、小学校段階からの体系的な情報活用能力の育成
22 が必要である。

24 (2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

25 ・ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるために
26 は、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、すべての教師が各教
27 科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの
28 実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせ
29 なかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった
30 学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。

31 ・ICT が積極的に活用されるためには、あらゆる教職員が ICT を活用して指導する力を身
32 に付けられるようにする取組が重要であり、各学校設置者において実施されている研修
33 の充実や支援体制の強化が求められる。実際の授業を想定した主体的な校内研修なども、

1 授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられる。また、教員養成段階においても、ICT
2 を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。

3 ・ ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面にお
4 いて ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国が参考となる事例を
5 広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求
6 められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要で
7 ある。

8 ・ 学校現場や教職員に対する ICT の専門家による助言や支援が必須であることから、学校
9 設置者は、教職員を支援する体制として ICT 支援員の配置を充実させることが必要であ
10 る。また、日本全国どの地域においても支援が行き届くようにするために、自治体間の
11 連携を今後一層進める中で、市町村単位を越えた広域的な支援体制を構築することを目
12 的とする GIGA スクール運営支援センターの機能を強化することが必要である。

13 ・ ICT 支援員の活用や教員の研修受講が進んでいる地域ほど、教員の ICT 活用指導力が高
14 いといった分析⁶もあるところ、教職員の支援の充実を図っていく必要がある。

15 ・ 感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教師が対面授業と
16 オンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保す
17 る、という局面は、今後も我が国が直面する可能性があることから、普段より非常時に
18 おける対応の備えを十分にしておく必要がある。

19 (3) ICT を活用するための環境の整備

20 ・ 全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」なものとし、その
21 家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の恵沢を享受で
22 きる学校の教育環境を整備することが重要である。

23 ・ GIGA スクール構想により高速のネットワーク環境の整備が進んだものの、急速な整備に
24 より、従来明らかでなかったボトルネックも判明しつつある。例えば、学校内で一斉に
25 接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった課題も指摘され
26 ている。このようなことが要因となり、教師の ICT 活用に挑戦しようとする熱意や、児
27 童生徒の学習への意欲を阻害することがないよう、上述のボトルネックをはじめとした
28 利活用の阻害となる要因を特定し、必要な手立てを講じることが不可欠である。

29 ・ 大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を
30 進める必要がある。また、学校外のネットワークなど、学校内にとどまらない環境整備
31 についても、関係省庁と連携しながら進める必要がある。

6 内閣府・文部科学省「GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会」

- 1 ・高等学校における1人1台端末環境については、教科「情報」にとどまらず、新しい学
2 習指導要領で目指す情報活用能力などの基盤的な能力を育成するために必要不可欠な
3 環境であり、整備に遅れがみられる都道府県等に対し、さらなる促進を図る必要がある。
- 4 ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、その充実と
5 活用事例の横展開を図る必要がある。デジタル教科書の今後の在り方等については、中
6 央教育審議会等で検討されているところであり、より効果的な学びを実現するための紙
7 の教科書とデジタル教科書の関係や、それを踏まえたデジタル教科書等の活用の在り方
8 を明確化し、令和6年度（2024年度）の本格的な導入に向け、学校現場での活用を推進
9 する。
- 10 ・児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを
11 活用できる基盤をつくることが必須である。他者への影響を考え、人権、知的財産権な
12 ど自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つようにする。
- 13 ・今後も起こり得る感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校
14 できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、家庭の
15 通信環境の定期的な把握、支援措置（モバイルルータの貸与や通信費の支援等）や、平
16 常時からの積極的な活用が求められる。この際、整備した機器を有効に活用・管理する
17 ことや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、複数の自治体が連携して取
18 り組むことも有効である。
- 19 ・個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することな
20 どにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支
21 援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。教育データの活用により、EBPM
22 による政策改善や、効果的な教授方法の開発、優良事例の横展開などの可能性も高まり、
23 教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進する。

24 **（４）ICT推進体制の整備と校務の改善**

- 25 ・教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICTの活用は極め
26 て大きな役割を果たし得るものである。各種調査や事務のデジタル化などにより、教職
27 員を雑務から解放し、多忙感を軽減させるという視点も重要である。
- 28 ・国、学校設置者、学校それぞれにおいて、ICT教育推進のための必要な組織と体制を整
29 備しなくてはならない。学校においては、ICT教育担当の教師に負担が過度に集中しな
30 いよう、校務分掌を適切なものとし、組織的な対応や改善を常に図る必要がある。
- 31 ・教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICTの活用が進んでい

1 るといった研究結果⁷もあり、教育委員会や管理職が責任をもって教職員を支援する体制
2 を築き、チームとして GIGA スクール構想を推進することが重要である。

3 ・ GIGA スクール構想の推進にあたって、教育委員会内に専門の担当部署を設置したり、セ
4 キュリティやネットワークの在り方については首長部局と連携し取り組んだり、市町村
5 間で情報共有する協議会などの枠組を構築したりするなど、推進体制の強化を図ること
6 が重要である。その際、総合教育会議等を活用し、首長と教育委員会が施策の方向性を
7 共有したうえで連携を図りながら対応することが重要である。

8 ・ 従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化することで、学校における働き方改
9 革を前進させる必要がある。統合型校務支援システムについては、整備率にのみ着目す
10 るのではなく、より効果的・効率的な校務という観点から、質的な充実に向けた検討を
11 進める必要がある。

12 13 **3. 計画期間**（第 8 条第 2 項第 2 号関係）

14 ・ 本計画は、今後 5 年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、
15 技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとと
16 もに、策定から 3 年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定するものとする。

17 18 **4. 学校教育の情報化に関する目標**（第 8 条第 2 項第 3 号関係）

19 2. に掲げた 4 つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための
20 目標を設定する。

21 あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標例を示す（括弧内
22 は測定手段の例）。国は、計画期間中の進捗状況に応じ、多面的な指標による効果測定を行
23 うことが求められる。

24 25 **（1）ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成**

26 ・ ICT の活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。

27

⁷ 国立教育政策研究所 令和元～4 年度プロジェクト研究 「高度情報技術の進展に応じた
教育革新に関する研究」中間報告書 「公正で質の高い教育を目指した ICT 活用の促進条
件に関する研究：2020 年度全国調査の分析」（令和 4 年（2022 年）1 月）

1 (指標例)

- 2 ✓ ICT 活用による児童生徒の変容（ICT を使った勉強は役に立つと思うか、関心や
- 3 意欲が高まるかなど）（全国学力・学習状況調査）
- 4 ✓ 児童生徒の情報活用能力の変容（情報活用能力調査）
- 5 ✓ 情報化指導者養成研修など研修の実施状況（教職員支援機構による調査）
- 6

7 (2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- 8 ・教師の ICT 活用指導力や ICT 支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT 活用に
- 9 関する地域間の差を縮小させる。

10 (指標例)

- 11 ✓ 授業において ICT を活用して指導する能力の向上（学校における教育の情報化
- 12 の実態等に関する調査）
- 13 ✓ 授業等における ICT 機器の活用頻度の地域差の縮小（全国学力・学習状況調査）
- 14 ✓ 端末を個別最適な学びや協働的な学びに活用しているか（全国学力・学習状況調
- 15 査）
- 16 ✓ ICT 支援員の配置状況、ICT 活用教育アドバイザーの活動状況（学校における教
- 17 育の情報化の実態等に関する調査等）
- 18

19 (3) ICT を活用するための環境の整備

- 20 ・GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、
- 21 端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校 ICT 環境の整備を一層推進する。
- 22 ・端末の持ち帰りを含め、家庭学習における ICT の活用体制を整備する。

23 (指標例)

- 24 ✓ 高等学校も含む端末の整備状況、指導者用端末・カメラ・マイク・大型提示装置
- 25 などの整備状況（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）
- 26 ✓ ネットワーク速度の実測値や、アセスメントの実施状況
- 27 ✓ 端末の持ち帰り状況や、臨時休業等の際の ICT 活用状況
- 28

1 (4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

2 ・ ICT を活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。

3 (指標例)

4 ✓ ICT を活用した校務効率化(会議、出欠連絡、保護者との連絡、アンケート、書
5 類作成等)の状況(全国学力・学習状況調査)

6 ✓ 学習評価や成績処理について、ICT を活用して、事務作業の負担軽減を図ってい
7 るか(校務支援システム等の活用等)(教育委員会における学校の働き方改革の
8 ための取組状況調査)

9

10 5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

11 ・ 令和3年(2021年)5月に「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)等が成
12 立し、9月にはデジタル社会実現の司令塔としてのデジタル庁が新設された。同年12月
13 に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、我が国が目指す
14 デジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービス
15 を選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして「誰一人取り残されない、人に
16 優しいデジタル化」が掲げられ、準公共分野の一つとして教育についても位置付けられ
17 ている。本計画は、こうした政府全体の動きと軌を一にするものであり、関係省庁が連
18 携して取り組んでいくことが重要である。

19 ・ 令和3年(2021年)1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を目指して～全
20 ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」
21 にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個
22 別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・
23 オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきであ
24 る。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面
25 等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていくという考え方に立つべきで
26 ある。

27 ・ 国、地方公共団体(教育委員会)、学校の役割を明確にするとともに、関係省庁間の連携
28 や、様々な主体が一体となった取組を推進する。

29 【国】

30 全国的な教育の機会均等や、教育水準の維持向上について責任を負う。また、ナシ

1 ヨナルスタンダードとしての学校 ICT 環境について戦略目標を示し、基盤整備を促
2 進する。地方自治体や学校において ICT を効果的に活用した教育を実施するため、
3 必要な支援を行う。学校教育の情報化が果たされるよう社会全体への旗振りを行う。

4 **【都道府県】**

5 高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校の設置者として、学校
6 教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。広
7 域的に市町村の学校教育の情報化に指導・助言するとともに、自治体間の連携の促
8 進や市町村の ICT 環境整備に対する支援を行う。

9 **【市町村】**

10 小中学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）
11 について直接的な責任を負う。

12 **【学校】**

13 教育における最前線の現場として、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学び
14 の一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

- 15
- 16 ・私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重すること
17 が重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。
18
19

第2部 計画的に講ずべき施策（各論）

1. 基本的な方針を実現するための施策

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICT の効果的な利活用の推進

- ・ ICT の効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、端末の活用に関するガイドラインの周知や、GIGA StuDX 推進チームによる情報の発信・共有を進める。

- ・ 児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の展開について検討する。

※以上の施策は、児童生徒の情報活用能力の充実を前提として初めて得られる効果であることに留意が必要である。

②情報モラル教育の充実

- ・ 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、情報モラルに関する指導を進める。

③健康面への配慮

- ・ ICT 活用における目など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有する。子供たちの近視の状況等については、継続して調査を行う。

④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

- ・ いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、1人1台端末等の活用による児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させるため、各自治体における先行事例の普及等に努める。

⑤プログラミング教育

- ・ 小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込

1 んだ学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。

2
3 **⑥障害のある児童生徒の教育環境の整備**（法第 12 条関係）

- 4 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対して、ICT の活用により、学びの困難さを軽減
5 するとともに、能力を引き出すことにより、学びの楽しさを実感できるような指導の
6 効果を高めるために、特別支援教育の情報化と質の向上を推進する。

7
8 **⑦相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保**（法第 13 条関係）

- 9 ・病気療養児等について、ICT を活用した教育支援がさらに行われるよう、教育機会の
10 確保に向けた取組を引き続き推進する。
- 11 ・不登校児童生徒について、教育支援センターにおいて ICT を活用した支援を行ってい
12 る事例や、ICT を活用した学習状況や成果を学校において適切に把握している事例の
13 収集・発信などにより、学校現場での取組の促進を図る。
- 14 ・これらの施策の実施に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策のため
15 に行われた対応や教訓を十分に活用する。

16
17 **⑧日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実**

- 18 ・日本語指導が必要な児童生徒について、ICT を活用することにより、一層の教育の充
19 実に向けた取組を進める。
- 20 ・遠隔による日本語指導や、大学・NPO 等の外部機関の協力を得て行うオンラインの日
21 本語指導等の実施を促進することにより、日本語指導等のノウハウが蓄積されていな
22 い学校においても適切な指導を実施できるような体制を構築する。また、教育委員会
23 と外部機関等の連携による、広域におけるオンライン指導の促進を図る。
- 24 ・日本語指導が必要な児童生徒の教育的なニーズを踏まえ、日本語指導や教科指導に適
25 したデジタル教材等の活用による指導の充実を図る。
- 26 ・多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教科指導
27 中の支援、生活面での支援等の充実を推進する。また、外国籍等の保護者との連絡や
28 就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、
29 学校と保護者の連携を推進する。

1 (2) 教職員の ICT の活用指導力の向上と人材の確保

2 ①学校の教職員の資質の向上（法第 14 条関係）

- 3 ・ ICT を活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面
4 において自在に行えるような姿を目指し、研修等の充実を図る。
- 5 ・ 一方で、ICT を活用した指導に対して不安や課題を持つ教師も少なくないため、教師
6 が理解を深められるオンライン研修などの実質的な機会を増やす。
- 7 ・ 教員養成段階においては、令和 4 年度（2022 年度）入学生から、小学校、中学校、高
8 等学校の課程において、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目
9 の 1 単位以上の履修を必修化するなど、ICT を活用した指導力の向上を図る。
- 10 ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT 活用実践事例
11 や指導資料の作成・周知を行う。
- 12 ・ 教員免許更新制の見直しを踏まえ、オンライン研修の充実などにより、ICT 活用指導
13 力の向上を含む教師の資質能力の向上と負担の軽減を両立する。

14

15 ②人材の確保等（法第 18 条関係）

- 16 ・ 地域の民間企業や、大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者な
17 ど、様々な専門人材の参画により、地域の力を学校の中に取り込み、組織的に学校を
18 サポートする体制を築く。
- 19 ・ 令和 4 年度（2022 年度）より共通必修科目として「情報 I」が新設されることなど
20 も踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。

21

22 ③ICT 支援員など専門人材による支援

- 23 ・ ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有する ICT 支援員など
24 の ICT 人材の確保を促進する。その際、企業や大学とも連携し、地方公共団体が ICT
25 人材を確保しやすい仕組みを構築するとともに、地方公共団体の ICT 人材の確保や遠
26 隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して、全国に展開する。
- 27 ・ 地方公共団体に対し、情報教育アドバイザーや情報セキュリティなどの専門家を派遣
28 し、各地域における ICT 環境整備推進に向けた課題解決を支援する。

1 (3) ICT を活用するための環境の整備

2 ①学校における ICT の活用のための環境の整備 (法第 15 条関係)

- 3 ・ GIGA スクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係府省
4 庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。その
5 際、全国一斉の整備の更新期を見越した今後の持続可能性や、ICT 教育の先進国が ICT
6 インフラやコンテンツの充実化に注力していること、その時点での端末の水準に照ら
7 して機能、品質などに支障がない範囲での使用済み端末のリユースやリサイクルの可
8 能性など効率的な整備の方法も検討することが適当である。
- 9 ・ ネットワークや指導者用端末など、活用が進みつつある中で明らかになっている課題
10 について、解決に向けて一つずつ取り組む。
- 11 ・ 児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の
12 改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINET の活用や、
13 5G など移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外におけるネットワーク環
14 境の整備を進める。
- 15 ・ 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがア
16 クセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講
17 じたシステム構成を促進する。
- 18 ・ 学習系の各システムや校務支援システムについては、教育データの標準化の状況を踏
19 まえ、各システム間での相互運用を踏まえた導入・更改を促進する。
- 20 ・ 教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業
21 目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業
22 の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を行う。
- 23 ・ 1人1台端末環境のもと、情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用でき
24 る教室用机(新 JIS 規格)の整備を促進する。
- 25 ・ 児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を
26 活用し、学習やアセスメントができる CBT(Computer Based Testing)システムである
27 MEXCBT(メクビット)の活用を促進する。

28 29 ②教育データの利活用、教育 DX の推進

- 30 ・ デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育データ利活用ロードマ
31 ップ」も踏まえつつ、1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意し

1 た上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育デ
2 ータの利活用を推進する。全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、
3 更なる標準化を推進し、文部科学省「教育データ標準」を改定するとともに、全国の
4 学校現場で公教育データの活用ができる環境を構築し、「公教育データ・プラットフォ
5 ーム」の構築等を通じた政策改善等に向けた活用についても検討する。

6 ・校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携
7 させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出
8 を目指す教育 DX を加速する。

9 ・児童生徒一人ひとりの ID については、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバー
10 サル ID や認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者の ID とマイナンバーカードと
11 の紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和 4 年度（2022 年度）ま
12 だに検討し、検討結果を踏まえ、令和 5 年度（2023 年度）以降希望する家庭・学校に
13 における活用を実現できるように取り組む。

14 ③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し（法第 10 条及び第 15 11 条関係）

16 ・令和 6 年度（2024 年度）を見据え、紙の教科書とデジタル教科書の関係、財政負担も
17 考慮した上でのデジタル教科書の制度上の位置付けや、デジタル教科書の今後の在り
18 方を明確にする。

19 ・あわせて、学習指導要領コードの活用等を通じた、デジタル教科書と質の高い多様な
20 デジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携など、紙とデジタルの適切な役割分
21 担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。また、
22 デジタル教科書を利用可能とするネットワークの在り方やデータの扱いについて、実
23 証の結果も踏まえて整理を進め、具体的な実装を進める。

24 ・1 人 1 台端末の効果的な活用について優良な実践事例を共有するとともに、児童生徒
25 が活用できる教育コンテンツを充実する。

26 ・EdTech 事業者をはじめとした民間事業者の取組への支援などにより、民間企業の推進
27 力を活用する。

28 ・探究学習のためのデジタル教材を掲載した STEAM ライブラリーの活用事例を創出し、
29 優良な事例の普及・展開を推進するとともに、外部コンテンツとの連携も含め、プラ
30 ットフォームの持続的な運用について検討する。また、学習指導要領コードとコンテ
31

1 ンツの連携等に取り組むことで、学校現場での活用を推進する。

2
3 **④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等**（法第 17 条関係）

4 ・ 1 人 1 台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、利用するネットワーク・場所
5 にとられないセキュリティ対策を目指す。その際、個人情報の保護等に十分に配慮
6 しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる
7 仕組みやルールを構築する。

8 ・ セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティ
9 ポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティ
10 の確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備
11 を促進する。

12
13 **⑤著作権への理解**

14 ・ デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等
15 の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、
16 児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、学校現場で活
17 用できる著作権教育用コンテンツの充実に取り組む。

18
19 **（４）ICT 推進体制の整備と校務の改善**

20 **①学習の継続的な支援等のための体制の整備**（法第 16 条関係）

21 ・ ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるた
22 め、学校設置者が、ICT 推進を担当する組織体制の整備、ICT 支援員をはじめとする専
23 門人材の配置や、「GIGA スクール運営支援センター事業」を活用した民間事業者も含
24 む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備など
25 を進める。

26 ・ 情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校
27 務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する。

28 ・ 都道府県による市町村の支援や、広域的な自治体間の連携の促進を検討するとともに、
29 定例の協議会を開催することや、オンラインで課題や事例等の情報を集約・発信する
30 場を設ける。

②情報化による校務効率化

- ・書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進める。ICT を活用した校務効率化に関する優良な実践事例について、事例集や動画などにより広く周知する。
- ・教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化や、データの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、就学事務システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について検討する。
- ・統合型校務支援システムなどの環境整備を行い、一人一人の状況を多面的に把握したきめ細かな指導や支援を進める。校務情報と学習系データの連携を進めるため、ネットワーク分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じたシステム構成への移行に向けた実証研究を推進する。
- ・デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。
- ・働き方改革の観点から、教師は教師にしかできない仕事に集中し、それ以外の業務をデジタルも活用して可能な限りアウトソーシングすることを促進する。その際GIGA端末やグループウェア等も積極的に活用し、効率化と業務の質の向上を目指す。

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

①調査研究等の推進（法第19条関係）

- ・ICT教育の先進国など、他国における学校教育の情報化の現状を、我が国が採るべき戦略の参考とする。効果的な教育方法や教材、健康への影響など、国内外の先行的な調査研究の整理を進める。紙の教科書とデジタル教科書に関して、効果的な学びを実現するための最適な組合せや、教育上の効果について検証を進める。
- ・EBPM や政策評価の結果を踏まえて、計画の推進や見直しを適宜行う。GIGA スクール構想の政策効果についての検証を、内閣府や専門家と連携して進める。

②関係者の共通理解の促進

- ・学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。

1 **③国民の理解と関心の増進**（法第 20 条関係）

- 2 ・ 保護者をはじめとして広く国民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケート
3 などを実施する。

4 **④地域、大学や民間事業者等との連携**

- 5 ・ 国、地方公共団体（教育委員会）、学校の役割を明確化するとともに、産学官民の様々
6 な主体が連携した取組を進める。

7

1
2 **【参考】学校教育の情報化の推進に関する法律（関連部分抜粋）**

3
4 （学校教育情報化推進計画）

5 第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、
6 学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。
7

8 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

9 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

10 二 学校教育情報化推進計画の期間

11 三 学校教育情報化推進計画の目標

12 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

13 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す
14 るために必要な事項

15 3・4 （略）

16 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産
17 業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。

18 6 （略）
19

20 第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

21 （デジタル教材等の開発及び普及の促進）

22 第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタ
23 ル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術
24 を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

25 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用する
26 ことができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

27 （教科書に係る制度の見直し）

28 第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタ
29 ル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育
30 効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児
31 童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項にお
32 いて同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

33 2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
34 の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

35 （障害のある児童生徒の教育環境の整備）

36 第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共

1 に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 (相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

3 第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席
4 する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

5 (学校の教職員の資質の向上)

6 第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方
7 法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の
8 教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

9 (学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

10 第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情
11 報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校にお
12 ける情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

13 (学習の継続的な支援等のための体制の整備)

14 第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用
15 により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制
16 を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

17 (個人情報の保護等)

18 第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができ
19 るよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図る
20 ため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施
21 策を講ずるものとする。

22 (人材の確保等)

23 第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上
24 が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

25 (調査研究等の推進)

26 第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響
27 等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進
28 及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

29 (国民の理解と関心の増進)

30 第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報
31 化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

32 (地方公共団体の施策)

33 第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状
34 況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

1 第四章 学校教育情報化推進会議

- 2 第二十二條 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。
3 次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的
4 な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。
- 5 2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化
6 推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

7